

岩手県市町村総合事務組合告示第18号（令和7年11月7日公布）

市町村交通災害共済加入推進事務費交付金交付要綱（平成12年岩手県市町村総合事務組合告示第15号）の一部を次のように改正し、令和8年4月1日から施行する。

令和7年11月7日

岩手県市町村総合事務組合
管理者 鈴木 重 男

改 正 前	改 正 後
（交付金の種類及び交付額） 第2 加入推進事務費交付金は一般交付金と特別交付金とし、交付額はそれぞれ次の各号に定める額とする。 （1）（略） （2）特別交付金 ア 加入申込事務を電算処理している市町村のうち、交通災害共済加入申込書（兼加入者台帳）（以下「加入申込書」という。）を単独で印刷する市町村に対し、<u>1世帯につき5円を当該年度4月1日現在の世帯数（以下「世帯数」という。）に乗じて得た額を交付するものとする。ただし、加入申込書印刷枚数が世帯数に満たない場合は世帯数を加入申込書印刷枚数に置き換えて算定するものとする。</u> イ <u>加入申込書を窓付き封筒に封入して各世帯に配布している市町村のうち、窓付き封筒を単独で作製する市町村に対し、封筒1枚につき10円を世帯数に乗じて得た額を交付するものとする。ただし、封筒1枚単価が10円に満たない場合はその額とし、封筒作製枚数が世帯数に満たない場</u>	（交付金の種類及び交付額） 第2 加入推進事務費交付金は一般交付金と特別交付金とし、交付額はそれぞれ次の各号に定める額とする。 （1）（略） （2）特別交付金 ア 加入申込事務を電算処理している市町村のうち、交通災害共済加入申込書（兼加入者台帳）（以下「加入申込書」という。）を単独で印刷する市町村に対し、<u>当該印刷に要した経費の全額を交付するものとする。</u> イ <u>加入申込事務を電算処理している市町村のうち、加入申込書に加入者氏名等のデータ印字を行う市町村に対し、当該印字に要した経費の全額を交付するものとする。</u>

改 正 前	改 正 後
<u>合は世帯数を封筒作製枚数に置き換えて算定するものとする。</u> ウ その他加入推進事務経費のうち、岩手県市町村総合事務組合管理者（以下「管理者」という。）が必要と認める場合は、管理者が認める額を交付するものとする。 2 前項第1号により計算した額の総額に500円未満の端数があるときは、これを切り捨て、500円以上1,000円未満の端数があるときは、これを1,000円に切り上げるものとし、<u>同項第2号ア及びイにより計算したそれぞれの額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。</u>	ウ <u>行政連絡員、行政区長及びその他市町村において加入取りまとめをする者による加入申込書の各戸配布が困難なため、郵送により加入申込書を各世帯に配布する市町村に対し、郵送料の2分の1に相当する額を交付するものとする。</u> エ その他加入推進事務に要する経費のうち、岩手県市町村総合事務組合管理者（以下「管理者」という。）が必要と認める場合は、管理者が認める額を交付するものとする。 2 前項第1号により計算した額の総額に500円未満の端数があるときは、これを切り捨て、500円以上1,000円未満の端数があるときは、これを1,000円に切り上げるものとし、<u>同項第2号ウにより計算した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。	